

那賀町まちづくり計画

平成16年9月
丹生谷合併協議会

平成27年3月変更
令和2年3月変更
那賀町

= 那賀町まちづくり計画目次 =

序章 はじめに	1
1. 市町村合併への取り組み	1
2. 合併の必要性	1
(1) 少子高齢化の進展	1
(2) 日常生活圏の拡大	1
(3) 地方分権の推進	2
(4) 厳しい財政状況	2
3. 計画の位置づけ	3
(1) 合併特例法上の位置づけ	3
(2) 丹生谷5町村の総合計画との関係	3
(3) 新町の総合計画との関係	3
4. 計画策定の方針	3
(1) 計画の趣旨	3
(2) 計画の構成	3
(3) 計画の期間	3
第1章 地域の概況	4
1. 位置・地勢	4
2. 気 候	5
3. 面 積	5
4. 人口・世帯数	6
(1) 人口の推移	6
(2) 世帯数の推移	6
(3) 年代別人口の推移	7
5. 産業別就業人口の推移	8
6. 5町村のまちづくり（総合計画の整理）	9
第2章 主要指標の見通しと地域の課題	20
1. 人口の見通し	20
2. 世帯数の見通し	21
3. 就業人口の見通し	22
4. 地域の課題	23

第3章 新町まちづくりの基本方針	24
1. 新町の基本理念と将来像.....	24
(1) 基本理念.....	24
(2) 新町の将来像.....	24
2. 新町まちづくりの目標.....	25
第4章 新町まちづくりの主要施策	27
1. まちづくり施策.....	27
(1) 自然環境に配慮したやさしいまちづくり.....	28
(2) だれもがゆとりの中で安心して生活できるまちづくり.....	30
(3) すべての人にやさしい福祉のまちづくり.....	35
(4) みんなでつくる個性と活力があふれるまちづくり.....	39
(5) すべての人の個性や創造性が生きづく教育文化のまちづくり.....	41
(6) 地域の特性を活かしてさまざまな産業が育つまちづくり.....	44
2. 新町における国・県の主要事業.....	49
第5章 公共的施設の統合整備	50
第6章 財政計画	51
1. 財政計画の趣旨.....	51
2. 前提条件.....	51

序章 はじめに

1. 市町村合併への取り組み

鷺敷町、相生町、上那賀町、木沢村、木頭村の丹生谷5町村は、地理的・歴史的、また、産業・文化面においても古くからの強い結びつきがあり、さらには、現在の行政運営においても一部事務組合では丹生谷地域全体の課題やまちづくりに共に取り組んでいます。

一方、今日の丹生谷5町村においては、過疎化や少子化、高齢化、さらには地方交付税の削減による財政難等の多くの問題に直面しています。これら多種多様な行政課題に対応するために、平成16年1月に「丹生谷合併協議会」を設置し、合併実現に向けた本格的な取り組みを行うことになりました。

2. 合併の必要性

(1) 少子高齢化の進展

わが国の人口は平成18年(2006年)をピークに減少に転じると予測されており、今後、さらに少子高齢化が進むと予想されています。丹生谷5町村においては、若年層を中心とした町村外への人口流出により、定住人口の減少とともに少子化が進み、国、県と比較しても高齢化が進展しています。生産年齢人口の減少は、消費、教育、雇用、労働などの地域活力の低下を招き、また、高齢化の進展は医療や福祉等の行政需要をさらに増大させるものと考えられ、多様化する行政ニーズへの対応が必要となっています。

(2) 日常生活圏の拡大

道路網の整備・充実やモータリゼーション^{※1}の発達に伴い、通勤・通学、買い物、医療等、住民の日常生活圏は町村の区域を越えて広域化しており、行政運営においては、広域的な対応が必要となっています。さらに今後は、地域の特性や日常生活圏の現状を踏まえ、広域的な視野に立ち、効率的・一体的なまちづくりを進める必要があります。

※1 自動車化、車社会化、日常生活での自動車の一般化、自動車使用の普及など。

(3) 地方分権の推進

平成 12 年 4 月から地方分権一括法^{※2}が施行され、地方分権型社会^{※3}においては、自治体の自主性が尊重され、住民に最も身近な地方公共団体である市町村には、「自己決定、自己責任」の原則のもと、これまで以上に幅広い分野で大きな役割を果たすことが求められています。そのため、地方分権に対応し、専門的で高度な行政サービスを提供できる体制の強化を図る必要があります。

※2 正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」であり、これにより、これまで上下関係にあった国と自治体が対等・協力関係におかれました。

※3 中央政府が自治体に対して制度や実際の運営面で政治・行政・財政上の自治や自立性を大幅に認めている仕組み。これに対し中央政府が自治体の運営に統制や干渉を加える仕組みを中央集権といいます。

(4) 厳しい財政状況

国債^{※4}及び借入金の残高は約 874 兆円（平成 30 年度末現在、財務省資料より）、さらに、地方債^{※5}など地方財政の借入金残高は約 196 兆円（平成 30 年度末現在、総務省資料より）であり、国、地方ともに財政の健全化を図ることが急務となっています。また、国は三位一体改革^{※6}を進めており、市町村は国への財源依存体質^{※7}からの脱却が求められています。

しかし、丹生谷 5 町村は地方交付税^{※8}への依存度が高く、さらには、税収の伸び悩み等から厳しい財政状況にあり、行政サービスの維持・向上を図るためには自主財源の確保と、より一層の効率的な行財政運営による財政基盤の強化が必要となっています。

※4 国が財政上の必要から、国家の信用を以て設定する金銭上の債務。内国債と外国債（外債）とがあります。地方債と合わせて公債といいます。

※5 自治体が資金調達のために負担する債務をいい、その返済が一会計年度を超えて行われるもので、普通は政府や銀行などの金融機関から借り入れます。

※6 国からの国庫補助負担金と地方交付税を削減する代わりに、国税から地方税に税源の一部を移譲するという 3 つの改革を同時に進めること。地方の裁量権を拡大し財政的な自立を促すことで、地方分権を進めるとともに国・地方の行政をスリムにすることが狙いとなっています。

※7 地方税など自治体が自主的に徴収できる自主財源が少なく、地方交付税、国庫支出金、地方債など、国や都道府県からの交付またはその意思決定による財源に対する依存が大きいことです。

※8 国税である所得税・酒税の一定割合および法人税、消費税等の一部を、自治体の一般財源として配分する税である。自治体間の財源均衡と必要な財源確保のために設けられた地方財政調整の仕組みです。

3. 計画の位置づけ

(1) 合併特例法上の位置づけ

「那賀町まちづくり計画」は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項の規定に基づき「市町村建設計画」として策定したものです。

(2) 丹生谷5町村の総合計画との関係

総合計画は、各町村において総合的かつ計画的行政運営の指針となるものであるため、「那賀町まちづくり計画」の内容も、丹生谷5町村の総合計画で定められている基本理念や施策を十分配慮して策定したものです。

(3) 新町の総合計画との関係

「那賀町まちづくり計画」は、合併に際し、住民に対して新町の将来に関するビジョンを示すとともに、マスタープラン^{※1}としての役割を果たすものであることから、合併後の新町の総合計画策定においても、この計画が尊重され、その趣旨・内容等を活かした形で審議されることを想定しているものです。

※1 基本計画。基本設計。

4. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

「那賀町まちづくり計画」は、鷲敷町、相生町、上那賀町、木沢村、木頭村の合併後に新町のまちづくりを進めていくための基本方針を定めるとともに、これに基づくまちづくりの主要事業を提示し、その実現を図ることにより新町の速やかな一体化を促進して、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

(2) 計画の構成

この計画は、合併後の新町まちづくりの基本方針、新町まちづくりの主要施策、公共的施設の統合整備、財政計画で構成します。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、平成17年度から令和6年度までの20年間とします。

第1章 地域の概況

1. 位置・地勢

丹生谷地域は徳島県の南東部に位置し、東は阿南市、西は高知県、南は海部郡、北は勝浦郡、神山町、木屋平村、東祖谷山村に隣接しています。

地域の北西部には四国山地、南部には海部山脈などを配しており、標高 1,000m以上の山々に囲まれ、地域の9割以上が森林の中山間地域です。

地域内には那賀川及び坂州木頭川が流れ、両河川は上那賀町内で合流して地域のほぼ中央を西から東に貫流しています。

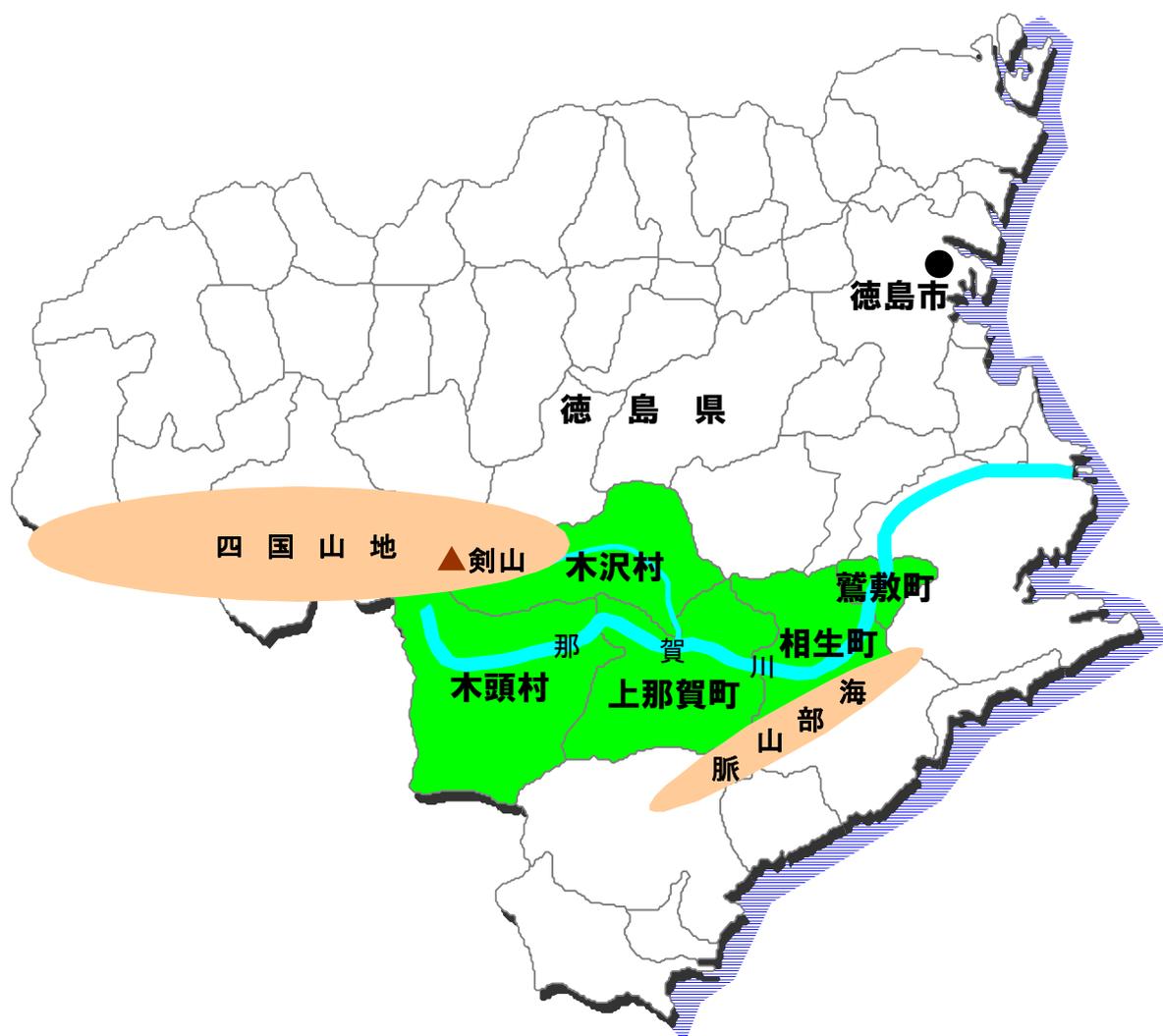


図 1-1 位置図

2. 気 候

丹生谷地域の気候について、平均気温は 13.5℃ (2009 年～2018 年の各年平均気温の平均) で、朝夕の寒暖の差が非常に大きいのが特徴です。

また、平均降水量は 3,500 mm (2009 年～2018 年の各年総降水量の平均) であり、徳島県内で最も降水量の多い地域となっています。

表 1-1 気温・降水量 (観測地：木頭)

年	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	平均
気 温	13.7	13.7	13.3	12.9	13.5	13.0	13.8	14.3	13.4	13.8	13.5
降 水 量	2,722	3,431	4,447	3,869	2,566	3,597	3,240	3,082	3,032	5,016	3,500

※徳島地方気象台資料より。

※各年の気温は、1 年間の平均気温を示す。

※各年の降水量は、1 年間の総降水量を示す。

※平均は、気温、降水量ともに 2009 年～2018 年の平均値。

※単位：℃、mm。

3. 面 積

5 町村の面積は、鷲敷町 30.14 k m²、相生町 101.06 k m²、上那賀町 175.30 k m²、木沢村 155.00 k m²、木頭村 233.48 k m²です。新町は 5 町村の合計で 694.98 k m²となり、徳島県の総面積 (4,146.80 k m²) の約 17% を占めて県内市町村の中で最大規模となります。

表 1-2 5 町村の面積

	総面積		森林面積		可住地面積	
	面 積 (k m ²)	徳島県内 占有率	面 積 (k m ²)	徳島県内 (割合)	面 積 (k m ²)	徳島県内 (割合)
鷲敷町	30.14	0.7%	23.96	0.8%	6.33	0.6%
相生町	101.06	2.5%	90.69	2.9%	10.53	1.0%
上那賀町	175.30	4.2%	167.18	5.3%	8.10	0.8%
木沢村	155.00	3.8%	149.17	4.8%	5.17	0.5%
木頭村	233.48	5.6%	227.73	7.3%	5.54	0.6%
5 町村計	694.98	16.8%	658.73	21.1%	35.67	3.5%

※総務省統計局資料参照

4. 人口・世帯数

(1) 人口の推移

平成 27 年の総人口は 8,402 人（男 3,973 人、女 4,429 人）となっています。昭和 55 年以降、総人口の減少が続き、平成 12 年は昭和 55 年より 2,467 人減少し、平成 27 年には平成 12 年からさらに 3,491 人減少しており、本町の人口は著しい減少傾向となっております。

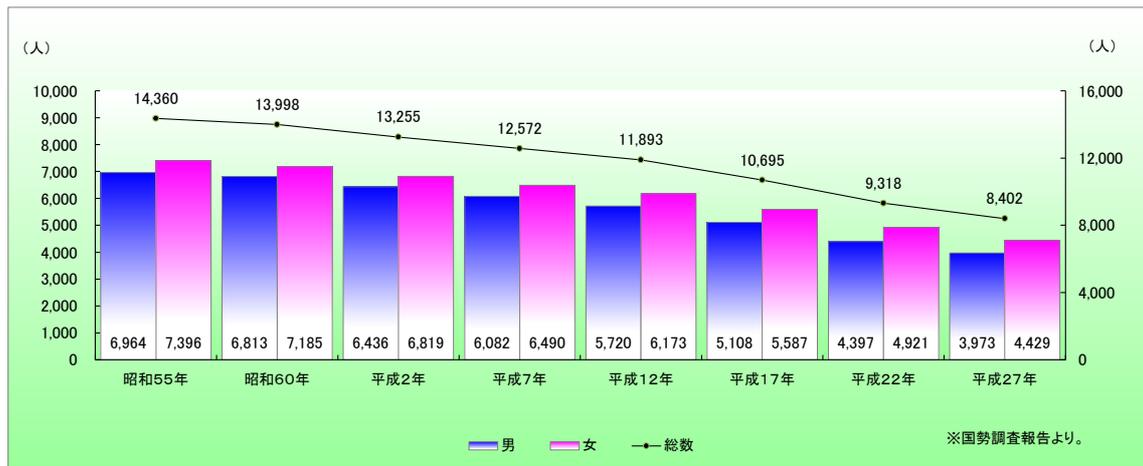


図 1-2 総人口の推移

(2) 世帯数の推移

平成 27 年の総世帯数は 3,481 世帯で、昭和 55 年以降の推移をみると、昭和 55 年から平成 7 年まで減少が続き、平成 7 年から平成 12 年にかけて一時的な増加がみられますがその後急激な減少傾向となっております。

また、1 世帯当たり人員は平成 12 年 2.78 人、平成 17 年 2.68 人、平成 22 年 2.51 人、平成 27 年 2.41 人となり、昭和 55 年以降の減少が続き、核家族化、特に高齢者世帯の増加傾向が著しいとみられます。

図 1-3 世帯数及び 1 世帯当たり人員の推移



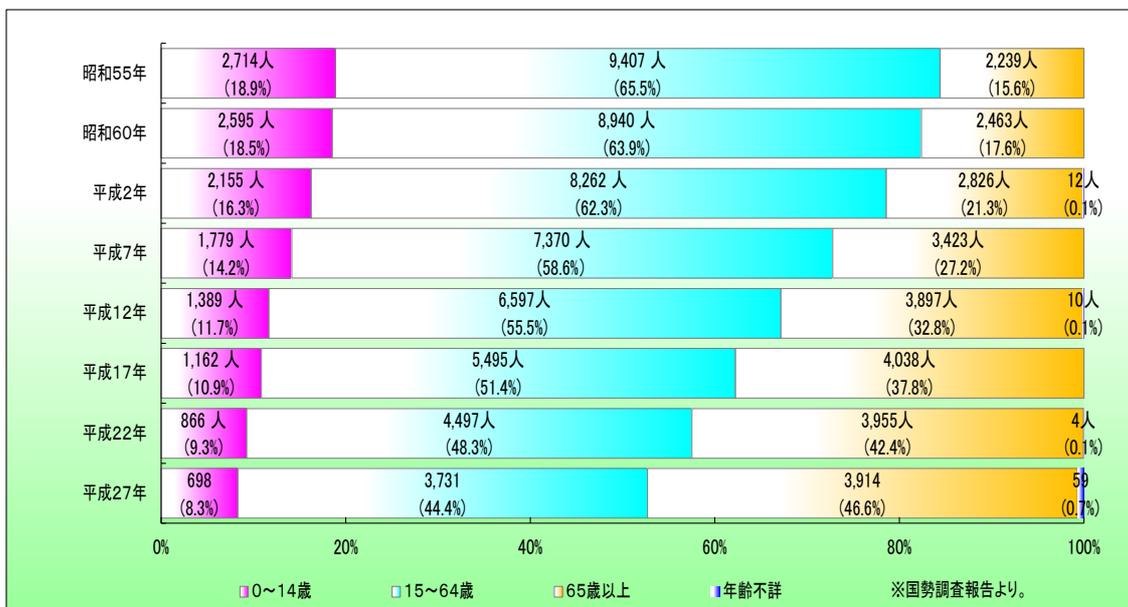
(3) 年代別人口（割合）の推移

年代別人口をみると、平成 27 年は年少人口（0～14 歳）が 698 人（8.3%）、生産年齢人口（15～64 歳）が 3,731 人（44.4%）、高齢人口（65 歳以上）が 3,914 人（46.6%）であり、住民の 5 人に 2 人が高齢者となっています。

昭和 55 年以降の年代別人口の推移では、年少人口、生産年齢人口の減少が続いており、平成 27 年の年少人口は昭和 55 年のおよそ 4 割、生産年齢人口はおよそ 4 割にまで減少しています。

一方、高齢人口は昭和 55 年以降増加が続いており、平成 27 年の高齢人口は昭和 55 年より、1,675 人増、増加率 74.8%と大幅に増加しています。

図 1-4 年代別人口（割合）の推移

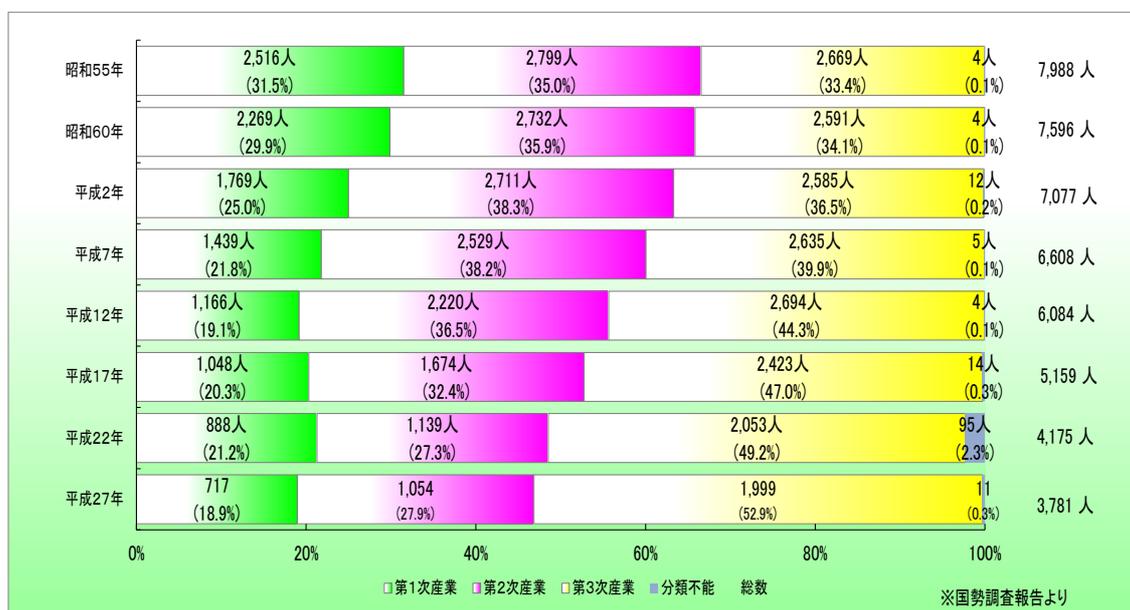


5. 産業別就業人口（割合）の推移

平成 27 年の就業人口は、第 1 次産業 717 人（18.9%）、第 2 次産業 1,054 人（27.9%）、第 3 次産業 1,999 人（52.9%）、全体で 3,781 人です。

昭和 55 年以降の推移をみると、第 1 次産業及び第 2 次産業で減少が続き、第 1 次産業は昭和 55 年から平成 27 年にかけて 1,799 人、減少率 71.5%、第 2 次産業は 1,745 人、減少率 62.3%とそれぞれ大幅な減少となっています。

図 1-5 産業別就業人口（割合）の推移



6. 5町村のまちづくり（総合計画の整理）

次に、5町村がどのようなまちづくりを目指しているかを、各町村の総合計画の主要分野についてみることにより、新町のまちづくり計画策定の基礎とします。

表 1-3 各町村の総合計画

	計画名称	計画期間
鷺敷町	鷺敷町総合計画 －ぬくもりのある豊かなまち鷺敷－	平成 16 年～ 平成 25 年度
相生町	森呼吸・あいおい 21 －森林文化交流のまちづくりプラン－	平成 8～ 平成 17 年度
上那賀町	やすらぎ空間 かみなか －森いきいき、くらしいきいき－	平成 14～ 平成 23 年度
木沢村	きさわ 2010 計画 －「みんなで築こう 癒しの里・きさわ」の創造を目指して－	平成 13～ 平成 22 年度
木頭村	木頭村第 3 次総合振興計画	平成 8～ 平成 17 年度

①まちづくりの目標（将来像）

ほとんどの町村で、森林資源などの自然を活かした産業の振興や交流の拡大が、まちづくりの基本目標（または将来像）に据えられており、地域の豊かな自然が最大の地域資源であると認識されています。

表 1-4 まちづくりの目標（将来像）

鷺敷町	○ぬくもりのある豊かな町 ・みんながつくる鷺敷 ・自然と共生する鷺敷 ・優しい鷺敷
相生町	○「森呼吸・あいおい 21」－森林文化交流のまちづくり－ ・森林と共生するまちづくり ・健康で安心して暮らせるまちづくり ・快適な生活環境のまちづくり ・森林文化創造・交流のまちづくり ・地場産業活性化による若者定住のまちづくり ・地域基盤の整備されたまちづくり ・住民とともに取り組むまちづくり
上那賀町	○「やすらぎ空間 かみなか」－森いきいき、くらしいきいき－ ・自然－うるおい空間かみなか ・産業－にぎわい空間かみなか ・環境－かいてき空間かみなか ・保健・福祉－ぬくもり空間かみなか ・教育・文化－かがやき空間かみなか ・基盤－ひろがり空間かみなか ・行政・住民－れんたい空間かみなか

木沢村	<ul style="list-style-type: none"> ○みんなで築こう 癒しの里・きさわ <ul style="list-style-type: none"> ・快適で安全なきさわ ・やさしく健やかなきさわ ・人が輝き文化がかおるきさわ ・豊かで活力に満ちたきさわ ・新たな定住と交流を育むきさわ ・共に生き共に築くきさわ
木頭村	<ul style="list-style-type: none"> ○緑と清流・活力あるゆとりの里 <p>経済的に豊かであると同時に、本村の宝である緑と清流の自然環境とふれあいながら、精神的にもゆとりある生活を営み、何よりも地域の間人間関係を大切にしていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・快適な村土の保全 ・過疎を克服する人口対策の推進 ・福祉の行き届いた「農山村ならではの豊かさ」の創造

②基盤整備・定住促進

ほとんどの町村で国・県道、町村道などの整備が掲げられており、新町においては、合併効果を最大限に活用した基盤整備が求められます。また、高齢化を背景に、バス路線の維持・充実を主要施策に掲げる町村も多くなっています。

表 1-5 基盤整備・定住促進に係わる主要施策

	道路・交通	その他
鷺敷町	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路の新設 ・道路地下空間の利用 ・県都への時間距離の短縮 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡体制の整備 ・防災マップの配布などによる防災意識の高揚 ・自主防災組織の育成・強化 ・応急対策用資材等の設置 ・CATVの活用による情報の提供や活用の充実
相生町	<ul style="list-style-type: none"> ・広域幹線道路網の整備促進 ・生活道路網の整備 ・「道の駅」の活用 ・道路環境の向上 ・バス運行の維持・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・水資源の確保と供給体制の整備 ・水道事業の健全運営 ・治山・治水対策の推進 ・地域防災体制の強化 ・地震対策の推進 ・住生活基本計画の策定 ・若者の定住・Uターン促進のための住環境の整備 ・高齢化社会に対応した住宅・住環境の整備 ・良好な住宅・住環境の整備 ・町中心(タウンセンター)・地区中心(ビレッジセンター)の整備 ・地域の情報化の推進
上那賀町	<ul style="list-style-type: none"> ・国道・県道の整備促進 ・町道・林道・農道の整備 ・道路環境の質的な向上 ・バス交通など公共交通の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者定住に向けた公営住宅の供給 ・河川の防災機能の向上 ・水道供給体制の維持・整備 ・簡易水道事業の健全運営 ・地域防災体制の強化 ・災害に強いまちづくりの推進 ・消防体制の強化 ・地域情報化の促進 ・テレビ難視地域の解消 ・CATV網の検討

木沢村	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県道の整備促進 ・村道等の整備 ・農林道の整備 ・高齢者等交通弱者の足対策の推進 ・村営バスの維持・充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の整備充実 ・未給水地区の給水体制の整備検討 ・水資源の有効利用 ・持ち家住宅の建設促進 ・村営住宅の整備 ・総合的な居住環境の向上 ・情報通信網の整備
木頭村	<ul style="list-style-type: none"> ・道路網の整備 ・交通安全施設の整備 ・公共交通などの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道対策の推進 ・治山治水事業の実施 ・流域管理の推進 ・高齢者が住みやすい住宅の整備 ・公的住宅の整備 ・住宅の景観形成事業の推進 ・情報・通信網の整備 ・居住地域対策

③医療・保健・福祉

医療・保健では、地域医療の充実、救急医療体制の整備、健康づくり対策などを主要施策とする町村が多く、合併を機に医療機関等の連携強化を推進することが求められます。また、地域の高齢化に対応するため、老人福祉施設の整備や在宅介護サービスの充実を掲げる町村が多く、新町においてもこれらの施策を踏まえて、きめの細かい福祉行政の展開を図る必要があります。

表 1-6 医療・保健・福祉に係わる主要施策

	医療・保健	高齢者福祉
鷺敷町	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりの推進 健康意識の啓発 福祉専門職員の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉意識の高揚 地域住民の連帯意識の高揚 老人の生きがい活動の支援 介護要望・要介護者の家族の支援 独居老人等が緊急時に利用できる施設の整備 C A T Vの活用による買物や健康管理などの生活支援体制づくり
相生町	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療体制の充実 救急医療体制の確立 老人医療のための活動の推進 生涯を通じた健康づくり 健康づくりのための環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅福祉サービスの充実 高齢者福祉施設の整備 生きがい対策の充実 健康づくりの推進 寝たきり・痴呆対策の推進 高齢者福祉の推進体制の充実 高齢者・障害者にやさしいまちづくり 介護保険の適正実施
上那賀町	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療体制の整備・強化 健康意識の啓発による健康づくりの促進 健康相談、健康診査など保健サービスの充実 健康づくり推進体制の整備 地域医療の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢社会に対応した住宅の整備促進 地域福祉活動の充実 福祉のまちづくりの推進 介護保険サービスの充実 介護予防・生活支援サービスの充実 社会参加活動の促進 連携のとれた福祉推進体制の強化 介護保険制度の円滑な実施
木沢村	<ul style="list-style-type: none"> 健康管理意識の高揚と自主的活動の促進 総合的な健康管理システムの研究・構築 成人・老人保健の充実 母子保健の充実 地域医療体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者保健福祉施設・機能の整備充実 介護保険事業推進体制の充実 各種介護サービス等の充実 高齢者の健康づくりの推進 高齢者の生きがい対策、シルバーパワーの活用 高齢者サービスの総合調整機能の強化 サービスを提供する人材の確保
木頭村	<ul style="list-style-type: none"> 「健康づくり運動」の推進 母と子の健康づくり 健康づくりへの意識の高揚 保健・医療・福祉の一元化 診療所の整備等 広域医療ネットワークの検討 救急医療体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 「せせらぎ荘」の充実と活用 在宅サービス提供の確保 特別養護老人ホーム整備の検討 在宅福祉とその社会的支援システムの整備 福祉ネットワークの形成 高齢者の健康づくり

④環 境

生活環境では、排水処理事業、ごみ処理対策、農村景観づくりなどが多くの町村で主要施策に掲げられており、既存の計画を調整しながら新町における整備推進が望まれます。

また、自然環境は地域の最大の資源であり、いずれの町村においても施策の展開がみられます。今後は、住民の環境保全意識をより高めるとともに、エコライフ^{※1}の推進を図ることが求められます。

※1 地球環境や自然環境に配慮し、自然と共存できる日常生活を送ることです。

表 1-7 環境に係わる主要施策

	生活環境	自然環境
鷺敷町	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミの減量化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の保全 ・ 水源の涵養 ・ 広葉樹林の拡大 ・ 自然とふれあえる場所づくり ・ 自然と共生できる工法の普及 ・ ビオトープ活動の推進 ・ 環境に対する意識改革の推進
相生町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業集落排水事業・林業集落排水事業の推進 ・ 合併処理浄化槽設置整備事業の推進 ・ 町民の意識啓発 ・ 一般廃棄物処理基本計画に基づく施策の推進 ・ ごみの減量化と処理体制の整備 ・ 生活排水処理・し尿処理事業の推進 ・ 環境汚染の防止 ・ 環境美化 ・ 町並み景観の創造 ・ 公園・広場・緑地の整備 ・ 緑化の推進 ・ 魅力ある美しい農村づくり ・ 景観形成計画の検討 ・ 自然・田園・町並み景観の保全と創造 ・ 町民参加の景観づくり ・ 自然とふれあう空間づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全関係法に基づく施策の推進 ・ 自然環境の保全 ・ 森林の公益的機能の維持増進
上那賀町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美しい集落景観づくりの促進 ・ 住民との協働による景観づくり ・ 身近な公園・広場の整備 ・ 長安口湖畔公園の整備促進 ・ うるおいのある水辺環境づくり ・ 農業集落排水施設の整備 ・ 合併処理浄化槽の普及促進 ・ ごみの減量化・再資源化 ・ ごみの収集・処理体制の整備 ・ し尿処理対策の推進 ・ 環境美化活動の推進 ・ 公害防止体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全・創造 ・ 自然とのふれあい促進 ・ 自然景観の保全・創造 ・ 景観についての意識啓発 ・ 清流の維持 ・ 環境保全意識の啓発 ・ 地球環境の保全

木沢村	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽の設置促進 ・ごみ収集・処理体制の充実 ・ごみの減量化・リサイクルの促進 ・ごみの不法投棄の防止 ・し尿収集・処理体制の充実 ・浄化槽の維持管理指導の強化 ・個性的で美しい景観づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全施策の総合的推進 ・環境保全意識の高揚と実践活動の促進 ・自然環境の保全 ・水質汚濁等環境問題への適切な対応
木頭村	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業の実施 ・合併処理浄化槽の普及 ・可燃物処理 ・不燃物と粗大ゴミ処理 ・公園の整備 ・自然公園、健康増進・レクリエーション地域対策 ・村の景観形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全 ・環境学習の推進 ・河川環境の保全 ・環境保全・景観地域の形成

⑤文教・地域活動

少子高齢化を背景として、特に、過疎化が進行する地域においては少子化対策が早急の課題であることから、多くの町村で子育て環境整備のための施策が推進されています。また、生涯学習や文化・スポーツ活動、地域活動の充実を掲げる町村も多く、住民の自主的な活動を重視しながら、啓発や支援など適正な行政サービスの展開が求められます。

表 1-8 文教・地域活動に係わる主要施策

	育児・教育	文化・地域活動
鷺敷町	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターの配置 ・育児相談に対応できる専門家の配置 ・育児ガイドブックの配布 ・地域と連携した子育て支援の推進 ・幼保一元化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政や地域との連携を図り、すべての町民が行政に参加しやすい活動を展開する「まちづくりセンター」の組織化と運営支援 ・文化・芸術活動への参加促進 ・多目的ホール（文化ホール・図書館）の整備推進 ・伝統技術・文化財の保護 ・風習、行事、郷土芸能等の伝承
相生町	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における子育て支援 ・保育サービスの充実 ・児童福祉施設の整備 ・地域の児童育成機能の向上 ・情報化教育の推進 ・義務教育内容の充実 ・教育環境の整備・充実 ・生涯学習への支援 ・生涯学習の推進 ・生涯学習施設の整備と体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動の促進 ・相生森林文化のまちづくり ・文化・芸術活動への支援 ・歴史的文化資産の保存・活用 ・生涯スポーツの推進 ・スポーツ・レクリエーション施設の整備

上那賀町	<ul style="list-style-type: none"> ・町の「エンゼルプラン（仮称）」策定の検討 ・保育サービスの充実 ・子どもの地域活動の活発化の促進 ・地域ぐるみの子育て支援の促進 ・家庭や地域の幼児教育力向上の促進 ・就学前教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進体制の整備 ・生涯学習とまちづくり活動との連携 ・教育環境の充実 ・学校と家庭、地域社会との連携促進 ・社会教育活動の推進 ・社会教育施設と参加条件の整備・充実 ・生涯スポーツ活動の促進 ・スポーツ・レクリエーション施設の整備 ・文化財の保存と継承 ・伝統芸能の継承・保存 ・新たな地域文化創造の促進 ・国際交流の促進 ・地域間交流の促進 ・地区維持活動の促進 ・住民グループ活動の促進 ・コミュニティ活動拠点の整備・充実
木沢村	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の充実 ・子育てコストの軽減 ・多様な子育て支援の環境整備 ・児童・生徒数減少への対応と学校運営の工夫 ・学校施設・設備の整備充実 ・教育内容の充実 ・心の健康に関する指導の推進 ・家庭や地域社会との連携強化と開かれた学校づくり ・学校給食の充実 ・通学対策等の充実 ・生涯学習推進体制の整備 ・生涯学習関連施設の整備充実 ・生涯学習学習情報提供体制の充実 ・生涯学習指導者の確保と登録 ・活用特色ある学習機会の整備 ・学習団体等の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年団体、指導者の育成 ・コミュニティ意識の高揚 ・活動施設の整備充実 ・新時代コミュニティづくり ・芸術・文化団体、指導者の育成 ・芸術・文化に接する機会と発表の場の拡充 ・芸術・文化活動施設の整備充実 ・文化遺産の保存・活用 ・文化財愛護精神の醸成 ・スポーツ活動の普及促進 ・スポーツ団体、指導者の育成 ・スポーツ施設・設備の整備充実と活用
木頭村	<ul style="list-style-type: none"> ・体育施設の整備 ・保育施設の整備 ・保育体制の整備 ・学校教育施設・設備の充実 ・「ふるさと教育」の推進 ・「福祉教育」の推進 ・学校、家庭、地域社会の連携 ・生涯学習の推進 ・社会教育施設の整備 ・社会教育推進組織の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落活動施設の整備 ・公民館活動の推進 ・グループ活動とリーダーの育成 ・文化の保存と伝承 ・村民の文化活動の振興 ・「森の博物館」等の整備 ・『木頭村誌』の編纂 ・社会体育の普及 ・社会体育施設・設備の充実 ・社会体育指導員の育成と運営組織の整備

⑥産 業

産業分野では、いずれの町村も農林業を基幹産業と位置づけた施策の展開が行われています。しかし、農林産物の輸入の拡大など、外的要因により農林業の低迷が地域においても著しく、新町においては、農林業の新たな展開により産業の再生を図ることが大きなテーマであると考えられます。

その他の産業では、観光関連施策の占めるウエイトが比較的高く、新町においても、地域の豊富な自然や農林業のノウハウを生かした体験プログラムの提供、そして、合併効果を活用した地域内のネットワークの強化などを図ることが求められます。

また、設備投資環境の厳しい現状ではあるが、地域雇用の必要性から企業誘致の取り組みも必要と考えられます。

表 1-9 産業に係わる主要施策

	農林水産業	その他の産業・交流
鷺敷町	<ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者の確保 ・意欲ある農家の育成 ・農業生産法人化の支援 ・休耕田等の農地の適正な管理 ・観光農業などによる都市との交流の推進 ・特産品の開発 ・ITを活用した販路の拡大 ・農産物や加工品など鷺敷ブランドづくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致の推進 ・工業用水など産業基盤の整備 ・バイオマス等地域の資源を活かした起業化の支援 ・町内観光資源やイベントの一体的なPR ・農家との連携による直販施設や体験型農業施設の整備 ・丹生谷5町村の連携による観光資源整備の検討 ・コミュニティ・ビジネスの取り組み支援
相生町	<ul style="list-style-type: none"> ・農業就業者の養成・確保 ・農用地の保全。有効利用と土地基盤の整備 ・生産性の高い農業の形成 ・都市交流型農業の推進 ・優良材生産の増進 ・林業後継者・林業従事者の育成確保と林業労務班の強化 ・保育・間伐事業の堆進 ・林業基盤整備 ・林業生産性の向上 ・特用林産物の生産拡大 ・林産品流通加工体制の強化 ・木材需要の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業の近代化の促進 ・観光商業の振興 ・町中心地（タウンセンター）づくりと連携した商業の振興 ・既存工業の強化 ・新しい地域企業づくり ・企業誘致の推進 ・Uターンなどの促進 ・森林文化・交流ゾーンの整備・充実 ・別荘地の開発 ・森林文化公園「あいあいらんど」の充実 ・国際交流機会の拡大 ・「森林保養地づくり」プロジェクトの推進 ・観光基盤の整備・充実

上那賀町	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆず、茶、葉わさび、花きなど地域特産品としての創意と工夫 ・中山間農業生産体制の維持・充実 ・農村環境の整備 ・効率的・効果的な農業振興 ・木材生産・需要体制の強化と活性化対策 ・森林の多面的機能の活用による都市との交流 ・森林（人工林）の管理強化の促進 ・あゆ、あめご放流事業の支援と加工品開発の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の高度化の促進 ・新地域企業づくりの促進 ・商工会の育成、強化の促進 ・住民生活に密着した地域商業の維持 ・農林業・観光と連携した観光商業の振興 ・体験・交流型観光の振興 ・国や県の事業によるグリーンツーリズムや観光など特徴ある地域づくり・町興しの促進 ・観光客の受入れ体制の整備促進
木沢村	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤の充実 ・農業の担い手の確保・育成 ・農業生産性の向上及び省カ化の促進 ・地域特産物の開発・育成 ・有害鳥獣対策の推進 ・林道・作業道の整備 ・合理的な林業生産体制の確立 ・計画的・組織的な森林施業の促進 ・林業従事者の育成・確保 ・林産物の流通・加工体制の充実 ・森林の保護と総合的利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業経営の近代化の促進 ・商業の観光・交流等との連携強化と地元購買力の向上 ・既存事業所の体質強化 ・地域資源を生かした地場産業の育成・振興 ・商工会の育成、強化 ・商業の農林業・観光との連携 ・地域産業の高度化 ・新地域企業づくり ・国際交流の推進 ・地域間交流の促進 ・グリーン・ツーリズム事業推進体制の充実 ・観光関連施設の整備充実と管理運営体制の充実 ・多様な交流事業の展開 ・広域観光・交流推進体制の充実 ・祭り・イベント等の充実・活用 ・PR活動の強化 ・特産品・土産品等の開発・販売 ・ホスピタリティ(もてなしの心)醸成運動の全村的展開
木頭村	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営の計画化 ・営農基盤の整備 ・収益性のある農業の展開 ・農産物の加工・流通対策 ・後継者対策の推進 ・農業施策推進体制整備 ・森林資源の整備 ・林業基盤の整備等 ・林業技術者の確保対策 ・木材の加工・流通対策 ・林業施策推進体制の整備及び資金確保 ・アユ、アメゴ漁等の振興 ・アメゴ養殖事業の拡大 ・漁業生産の体制整備 ・農業地域対策、森林地域対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・内発的発展による商工業の振興 ・高齢化社会に対応する商業対策 ・商工会との連携強化 ・製造業の振興 ・建設業の振興 ・製造業・建設業の振興体制整備 ・「自然体験健康村」構想の推進 ・滞在型施設の整備 ・広域観光の推進 ・観光推進体制の整備

⑦行政運営

行政運営においては、いずれの町村においても行政への住民参加が掲げられており、住民参加は地方分権の前提となる条件であることから、新町においても積極的に推進する必要があります。また、情報技術（IT）※²の活用などによる効率的かつ効果的な行政の実現のほか、地方分権の流れの中で、自主財源の確保を図ることも求められます。

※2 コンピューターを利用して情報の処理を効率化する技術全般。

表 1-10 行政運営に係わる主要施策

	運営方針・方法	財 政
鷺敷町	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加の行政 ・広聴・広報活動の推進 ・行政の近代化 ・広域行政の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・財源の確保 ・財政運営の効率化
相生町	<ul style="list-style-type: none"> ・計画づくりへの町民参加 ・行政情報の提供 ・町民・行政・企業の連携 ・行政情報化の推進 ・行政機構の改革 ・職員の能力開発 ・事務・情報処理システムの電算化の推進 ・行政の文化化 ・広域行政（合併を含む）の推進 ・行政の広域的連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・財源の確保 ・計画的な財政運営
上那賀町	<ul style="list-style-type: none"> ・行政情報化の推進 ・防災行政無線の活用 ・住民とのまちづくり情報の共有化 ・まちづくり活動への住民参画の促進 ・職員の活性化 ・効果的な行政運営 ・効率的な行政運営 ・住民サービスの向上 ・広域行政（合併含む）の推進体制の強化 ・広域行政の推進 ・重点的な広域行政の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・財源の確保 ・効率的な財政運営

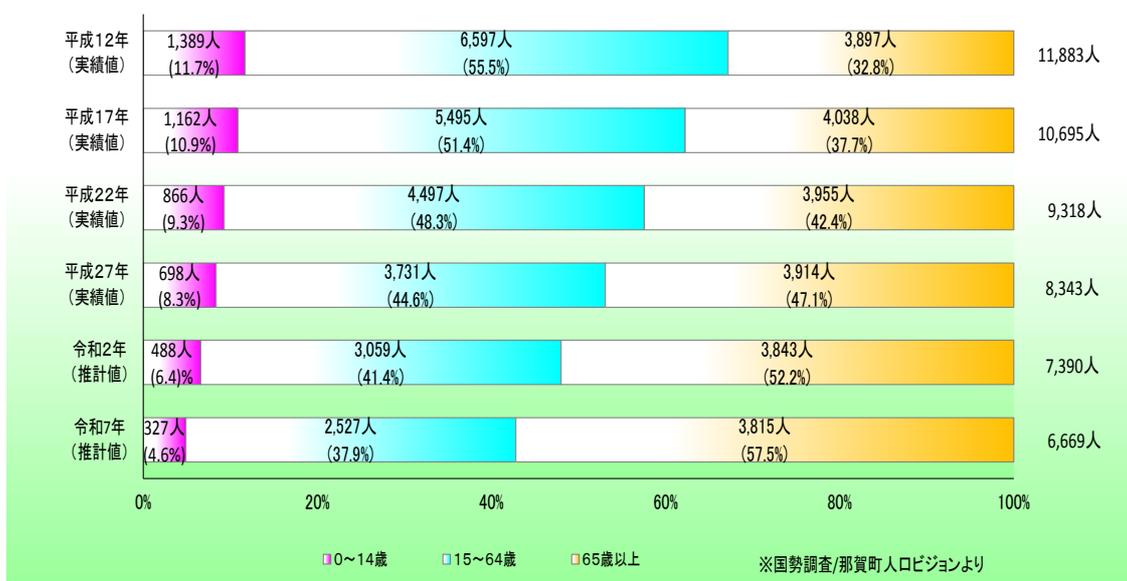
木沢村	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の充実 ・広聴活動の充実 ・むらづくり意識の啓発と実践活動の促進 ・多様な村民団体の育成・支援と協働によるむらづくり ・情報公開の推進と行政の透明化 ・地方分権の推進 ・計画的、総合的行政の推進 ・事務事業の見直し ・時代に即応した組織・機構の見直し ・適正な定員管理と人材育成の推進 ・行政の情報化の推進 ・庁舎建設の検討・推進 ・広域圏行政の推進 ・多様な地域連携の推進 ・国・県との連携強化 ・広域合併の検討・推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の節減と健全な財政基盤の確保 ・重点的、効率的な財政運営の推進
木頭村	<ul style="list-style-type: none"> ・村民の参加と協力体制整備 ・行政組織の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政運営の効率化 ・財政運営の重点化

第2章 主要指標の見通しと地域の課題

1. 年齢別人口の割合

那賀町人口ビジョンの地域人口推計によると、総人口は減少が続き、令和7年には6,669人と平成27年から1,674人減少することが推計されています。また、年代別の人口割合においては、年少人口及び生産年齢人口の割合が減少する一方、高齢人口割合は増加が続き、令和7年には住民の5割以上が高齢者になることが見通されます。

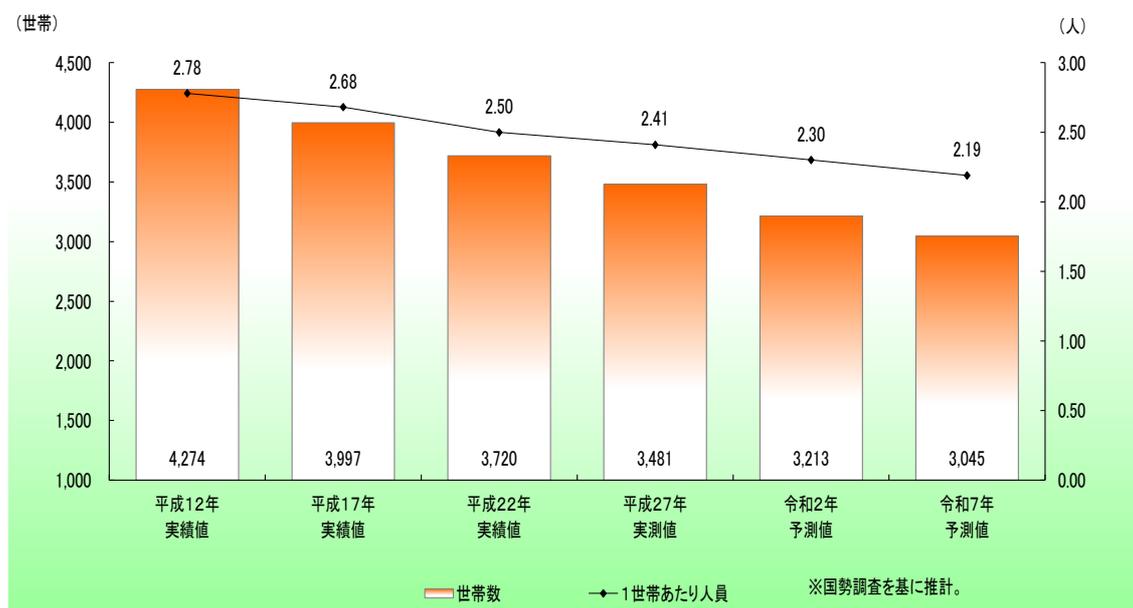
図2-1 年齢別人口の割合



2. 世帯数の見通し

地域における世帯構成人員は、平成17年の2.78人から平成27年には2.41人と国勢調査毎に平均4.64%減少しています。この減少率が今後も続くことを仮定すると、令和7年には3,045世帯、世帯構成人員2.19人になるものと推計されます。

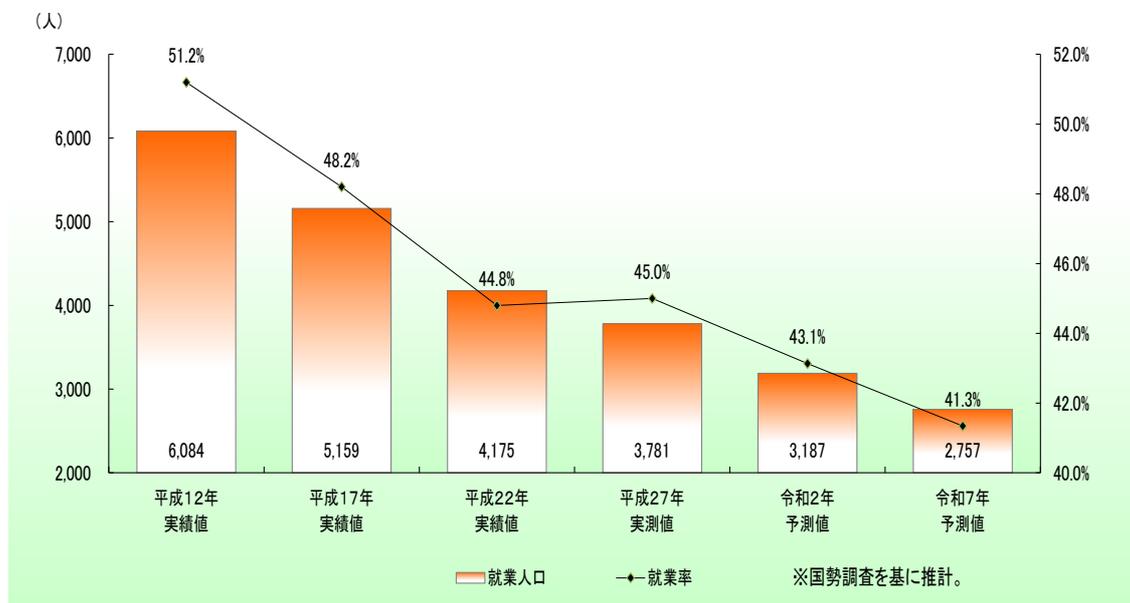
図 2-2 世帯数の見通し



3. 就業人口の見通し

高齢化の進展に伴って、地域の就業率（総人口に占める就業人口の割合）は低下しており、平成12年の51.2%から平成27年には45.0%と6.2ポイント減少しています。今後も高齢化の進展が見通されることから、就業率の減少が続くことを仮定すると、推計した将来人口より、就業人口は令和2年に3,187人、令和7年には2,757人になることが推計されます。

図 2-3 就業人口の見通し



4. 地域の課題

過疎化が進行し、益々厳しくなる財政運営の中、少子高齢化による顕著な人口減少に対応するため、医療・福祉体制の整備や育児環境の充実など、住民のニーズに対応した、より質の高い、多様な行政サービスの提供が求められています。

また、先人から受け継いだ豊かで美しい自然や景観の保全に向けて、河川の水質浄化やごみのリサイクル化、また、環境教育の推進等が求められるとともに、すべての人が安全で安心して生活できるよう、道路・交通体系や衛生環境の整備、防災体制の充実などが求められています。

産業面では、定住人口減少防止のため、若者の働く場の確保や地域の基幹産業である農林業の再生が求められています。さらには、地域資源を活かした観光産業の育成や産業間の連携による新産業の創造などが求められています。

第3章 新町まちづくりの基本方針

1. 新町の基本理念と将来像

(1) 基本理念

住民が「安全で安心して心豊かに誇りを持って暮らすことができる那賀町」にするには、

地域・世代を越えた互いを思いやる心



住民が互いに手をたずさえ、自分達の手で創る那賀町

を新町におけるまちづくりの基本理念とします。

(2) 新町の将来像

このような理念のもとに、住民、企業、行政が個々の役割を認識し、知恵と力を結び、思いやりの心を持ち、すべての住民が心豊かに誇りを持って暮らし、地域の価値や潜在能力が十分に発揮できるまちづくりを目指して、

「住む人、来る人に魅力いっぱいのもち」

を新町の将来像とします。

2. 新町まちづくりの目標

こうした将来像を実現するため、まちづくりの目標を次のように設定し、これに向けた施策を展開します。

○自然環境に配慮したやさしいまちづくり

水と緑があふれる自然環境および景観の保全に努め、まちに住む人、まちに来る人すべての人にゆとりや安らぎをあたえるまちづくりを目指します。

河川や溪流、山林など多彩な水と緑あふれる自然環境や景観の保全を図ります。また、ゴミの減量化・リサイクル化^{※1}、水質浄化など住民と行政が一体となった環境保全活動を推進し、地球環境にやさしいまちづくりや、自然環境と調和したまちづくりを目指します。

さらに、増加している自然への余暇活動ニーズに即した観光・レクリエーション^{※2}、交流の場や、自然や生き物と直接ふれあうことができる環境教育の場づくり等、自然とふれあい、親しめる環境づくり、自然資源の特性を活かした地域の魅力向上に努めます。

※1 廃棄物の再利用、不用品やエネルギー源などの再生利用。資源の再利用、再生をすることです。

※2 休養、娯楽、気晴らしなど。

○だれもがゆとりの中で安心して生活できるまちづくり

日常的な生活空間において、すべての人がゆとりの中で安心して生活できるまち、快適性や利便性の高い生活環境づくりを目指します。

地域住民の生活利便性の向上を目指し、道路基盤の整備を進めるとともに公共交通機関（バス）の充実に努めます。

また、自然環境への配慮に留意しつつ、上下水道、ごみ・し尿処理などの衛生環境の充実、自然災害や火災への対応など、生活環境の向上を推進します。

さらには、少子高齢化による顕著な人口減少に対応し、若者などの地域外への流出を防ぎ、定住を促進するために、良好な公営住宅の整備や民間住宅の誘導、既存空き家屋活用など、生活環境の向上を図るとともに地域のよさを育てていく魅力ある環境づくりに努めます。

○すべての人にやさしい福祉のまちづくり

子どもから高齢者、障がいのある人など、すべての人が安心していきいきと暮らすことができる、人にやさしいまちの実現を目指します。

地域の総合的な保健・医療・福祉体制の充実に努めるとともに、すべての人の健康の維持・増進につながる健康管理施策の充実に努めます。また、だれもがいつまでも健康で生きがいの持てるまちづくりを進めるとともに、地域全体で共に支え合う仕組みや体制を整備し、

安心して生活できる地域社会の構築を目指します。

さらには、高齢者や障がいのある人等へのソフト面・ハード面でのバリアフリー社会^{※3}の形成を図るとともに、人権が尊重される社会の実現に向けた支援体制の充実を推進します。

※3 道路の段差を解消するなどの建物等の対策のみだけでなく、高齢者や障がい者の社会参加機会の創出など、だれもが支障なく生活できる社会のことです。

○みんなでつくる個性と活力があふれるまちづくり

地域の主役は住民であり、環境・景観・福祉・防災・文化・教育などの様々な面において住民が参加し、地域の特性や住民の個性を十分に活かしたまちづくりを進めます。

まちづくりをみんなで進めることにより地域への誇りや愛着、人や地域への思いやり、地域の結びつきを高め、これからも住み続けたいと思うまちの実現を目指します。

さらには、住民との協働により地域の特徴を活かした歴史・文化・スポーツ等の各種交流・イベント活動を継続的に進めるとともに、地域内外への情報発信を充実し、広域的、国際的な交流促進を目指した活力あふれるまちの実現に努めます。

○すべての人の個性や創造性が生きづく教育文化のまちづくり

住民一人ひとりが、生涯にわたって生きがいを見い出し、個性や創造性を発揮できるまちの実現を目指すとともに、恵まれた自然や歴史・文化を次世代に継承しつつ、新たな文化を創造するまちづくりを推進します。

幼児の健全な育成を図るため、保育所と幼稚園の連携を図るとともに、施設の整備充実を図り、保育サービスの向上に努めます。

また、明日を担う子供達が、豊かな心と生きる力を育み、心身共にたくましい人間として成長していくことができるよう、学校環境の充実に努めます。

さらには、住民の日常的な生涯学習の場づくりやネットワークの形成、また、教育・文化施設、地域資源の有効活用等により効果的な生涯学習の環境整備を推進するとともに、若年層から高齢者まで、幅広い住民が参加できる文化活動や地域社会活動の充実を推進します。

○地域の特性を活かしてさまざまな産業が育つまちづくり

地域の特性を活かした個性豊かな既存産業の振興を目指すとともに、先端技術企業等の産業誘致、地域の豊富な水や森林資源を利用した新産業の創出・既存産業の新分野への取り組みを促進し、若者や高齢者の雇用・就業環境の充実を促進します。

また、地域の基幹産業である第1次産業の資源を活かした特産品の開発や高付加価値化を図り後継者育成に努めます。さらに、商工業等各産業が連携することで地域産業の付加価値を高め、観光交流及び観光レクリエーション施設の充実を推進し、既存産業の活性化を促進します。

第4章 新町まちづくりの主要施策

1. まちづくり施策



図 4-3 施策の体系

(1) 自然環境に配慮したやさしいまちづくり

1-1 自然環境の保全

「郷土の誇り」である豊かな自然環境の中でうるおいのある豊かな生活を営み、また、将来の世代にも恵まれた自然環境を残す義務がわたしたちにはあります。

新町においては、自然環境保全活動や美化啓発運動を推進するとともに、学校教育や生涯教育の中での環境教育により、住民や地域が一体となった自然環境に配慮した美しく個性的な自然と人間が共生するまちづくりを進めます。

【主要施策】

①自然環境の保全

1) 森林・河川の保全・再生

生態系の維持や水源涵養など公益的機能の維持・向上を図るため、計画的な植林や保育について助成し、森林の再生・保全に努めます。

また、合併処理浄化槽の設置や農薬等の適正使用の啓発などを推進し、河川の浄化に努めます。

2) 循環型社会の形成

未利用資源を活かし、木質バイオマス^{※1}等のソフトエネルギー^{※2}の活用により地域が一体となって地球温暖化防止対策を図り、循環型社会の形成と持続可能な発展に努めます。

※1 エネルギーや原料に使うことができる動植物資源及びそれらを起源とする廃棄物の総称です。

※2 木質バイオマスや太陽光エネルギー、地熱、潮汐など環境にやさしいエネルギーのことです。

3) 貴重な自然資源の保護

古木や希少動植物等、貴重な自然資源の保護・保存に努めます。

②美しい景観の保全

地域全体での清掃活動などを充実させる等、地域や住民と一体となって自然環境に配慮した美しい景観の保全に努めます。

③環境意識の高揚

地域及び地球全体の環境を守る意識をすべての住民が持つよう、ボランティア活動への援助及び環境保全活動や美化啓発運動の推進、さらには自然観察や環境体験などでの環境教育により、住民の環境意識の高揚を図ります。

④ 自然環境に配慮したまちづくり

1) 観光・交流施設の整備・充実

自然環境に十分に配慮しながら、地元住民の交流の場として、さらには広域交流の拠点としての自然を活かした観光・交流施設の整備や既存施設の連携を図り更なる魅力向上に努めます。

2) 交流行事の充実

自然環境を活かしたイベントの開催により、地域内外の交流を促進するとともに、自然の素晴らしさや重要性の周知に努めます。

3) 産業振興と地域資源の活用

地域資源を活かした特産品の研究・開発を援助し、新町の基幹産業である第1次産業の振興を図るとともに、自然を活かした新産業の開拓を支援します。

(2) だれもがゆとりの中で安心して生活できるまちづくり

2-1 道路、交通体系の整備・充実

幹線道路をはじめ、町内の生活・産業関連道路の計画的な整備を進め、便利で安全、快適な道路・交通ネットワークの確立に努めます。また、既存道路の維持管理・改良においては、高齢者や障がい者など交通弱者も歩きやすく、歩行者の安全に配慮した道づくりを進めます。

さらに、住民の生活に密着した通勤・通学、買物、通院などの交通手段を確保するため、路線バス、代替バス、スクールバスの維持・充実に努め、住民の利便性の向上を図ります。

【主要施策】

①道路基盤の整備・充実

1) 国・県道の整備促進

住民の主要生活道であり、周辺市町村との広域アクセス道でもある国道 193 号、195 号及び県道の未改良部分の早期改良や、車線の拡幅等を関係機関に要望します。

また、国・県道の歩道整備や道路沿いの景観整備、さらには休憩所やトイレなどの施設整備を関係機関に要望し、道路環境の充実に努めます。

2) 町道の整備・充実

地域の状況に応じた計画的な町道の改良・整備を図るとともに、幹線道路との接続による利便性の向上など道路環境の充実に努めます。

また、町道の適切な維持管理に努めるとともに、危険箇所の改修など、子どもや高齢者、障がい者など交通弱者にやさしい安全な道づくりを推進します。

②公共交通機関（バス）の充実

1) 路線バスの維持

新町唯一の公共交通機関であるバスの運行は、高齢者や通学者にとって必要なものであり、バス利用者は減少傾向にありますが、関係機関との連携により、バス路線の維持に努めます。

2) 代替バス及びスクールバスの充実

地域の実情や通勤、買物、通院など住民の利便性を考慮した代替バスの運行に努めます。また、スクールバスの運行により、子どもが快適な学校生活を送ることができるように努めます。

なお、計画的で効率的なバスの運行により、経営の効率化に努めます。

2-2 地域の安全の確保

交通事故のない安全で快適な地域社会の実現を目指し、子供から高齢者まで、住民一人ひとりに対する交通安全意識の啓発を学校教育や社会教育の中で組織的、計画的に実施するとともに、関係機関と連携し交通安全施設の整備を進め、町民の貴重な生命や財産を守ります。

また、関係機関との連携・協力により、防犯意識の高揚と防犯対策の充実に努め、地域が一体となった明るく健全な地域社会の構築を目指します。

【主要施策】

①交通安全対策の充実

1) 交通安全施設の整備

ガードレール・カーブミラー、信号機の設置や、崖崩れや落石への対策、さらには、歩道、車道の分離や段差解消など、関係機関と連携し交通安全施設の整備を図ります。

また、各施設の定期的な点検・整備を実施し、安全な交通環境の整備・維持に努めます。

2) 交通安全意識の啓発・高揚

子供から高齢者までの交通安全教室など、交通マナーやルールの徹底を図るための交通安全教育の推進に努めます。

また、交通安全キャンペーン等の実施により、安全運転の啓発に努めます。

②防犯体制の整備

1) 防犯体制の強化

家庭や学校、地域、行政、警察などとの連携を強化し、地域ぐるみの防犯体制の充実に努めます。

2) 防犯施設の整備・充実

防犯灯などの設置により、住民の安心度を高めるとともに、犯罪の未然防止に努めます。

3) 防犯意識の高揚

日常生活での防犯に対する広報や、関係機関との連携によるキャンペーンの実施により、犯罪防止と防犯意識の高揚に努めます。

2-3 環境衛生の整備

効率的なごみ、し尿の収集、処理体制の確立を進めながら、ごみの減量化、分別収集、資源ごみのリサイクル等、住民の環境保全やごみ問題への意識を高め、環境への負荷の少ない循環型社会の形成と、快適な生活環境の保全を目指します。

この為に老朽化した既存ごみ処理施設を更新し、効率的なごみ処理システムを構築します。

また、生活排水などによる河川等の汚濁を防止し、美しく快適な生活環境を確保するため、地域の実情に合わせた適正な規模の排水処理施設の整備を推進するとともに、河川等の環境保全に対する住民意識の高揚に努めます。

併せて、水資源の確保や施設整備などによる供給体制の充実、未給水地区の解消などに努め、住民生活に欠かすことのできない安全で良質な水道水の安定供給を図ります。

【主要施策】

①環境衛生に対する意識の高揚

1) ごみの減量化とリサイクルの推進

ごみの分別収集をさらに徹底することでごみの減量化と資源ごみのリサイクルを推進し、循環型社会の形成を目指します。

2) ごみの不法投棄に対する監視・指導の強化

ごみの不法投棄に対する監視、指導の強化を図り、環境及び景観の保全に努めます。

②効率的なごみ処理体制の整備

1) ごみ処理施設の更新

既存ゴミ焼却施設の設備老朽化や最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まりやダイオキシン類対策等の環境保全対策の必要性などの課題に対応するため、新たにゴミ焼却施設を建設整備し、効率的なごみ処理システムを構築します。

③ 排水・し尿処理体制の整備

1) 生活排水及びし尿処理施設の整備

地域の規模に応じた農業集落排水施設・林業集落排水施設・合併処理浄化槽の整備を推進します。

2) 水質汚濁に対する意識の高揚

日常生活や生産活動における水環境への負荷を低減するため、環境にやさしい洗剤の使用や、農薬使用の適正化を啓発します。

④水資源の保全・確保と水道水供給体制の整備

広葉樹林など森林の再生及び河川の水質浄化に努め、水資源の保全と確保を図ります。また、未給水地区の供給体制の計画的な整備を図るとともに、既存施設の維持及び改良等により、水道水の安定供給に努めます。

2-4 防災体制の充実

災害の未然防止のため関係機関と連携し、治山・治水事業を推進するとともに、水害、土砂災害、地震及び火災などの緊急時に対応できるよう、役場内や消防団等の防災組織の強化を図り、迅速な情報連絡体制の確立等により地域防災体制の充実を図ります。

また、防災訓練や火災に関する知識の普及、啓発及び事前復興の取組に努め、住民の防災に対する意識の高揚を図ります。

【主要施策】

①防災体制の整備・充実

1) 治山・治水対策の推進

急傾斜地のがけ崩れの防止対策や、危険箇所の点検・調査など、関係機関と連携を図りながら治山・治水事業を推進し、災害の未然防止と森林等の公益的機能の保全に努めます。

2) 地域防災計画の策定

今世紀前半にも発生すると予測される南海地震に向けた防災・減災対策の強化や事前復興の推進を図るとともに、地震など自然災害発生に対応するため、地域防災計画を策定します。

3) 住民の防災意識の高揚

広報誌や学校教育における啓発活動・防災教育を充実するとともに、住民参加による防災訓練等の実施により、住民の防災意識の高揚を図ります。

また、自主防災組織の設置を推進・支援し、「自らの身は、自らで守る」という意識の高揚と地域ぐるみでの防災体制の確立に努めます。

②消防体制の強化

1) 消防設備の拡充等

防火水槽や消防水利など、地域の実情に応じた消防設備の拡充等を推進し、効果的な消防体制の確立に努めます。

2) 消防体制の強化

消防団の再編や、各分団の育成強化を図るとともに、常備消防との連携により、総合的

な消防体制の強化に努めます。

3) 火災予防の推進

防火訓練や避難訓練の実施などにより、住民の防火意識の高揚と、火災の未然防止に努めます。

4) 救急体制の強化

高齢者世帯の増加に対応した、救急通報システムの充実を図り、地域ぐるみでの救急体制の強化に努めます。

また、福祉・医療・警察などとの連携により、救急体制の強化を図ります。

2-5 住宅・住環境の整備

町民がゆとりといるおいの中で日々の生活を送るために、緑あふれる自然を生かした快適な住環境の整備を図ります。

また、若者の定住化やU I J ターン等移住人口増加の促進を図るため、良好な公営住宅の整備、既存空き家の有効な利活用推進を図ります。

【主要施策】

①総合的な住環境の向上

町民が安全で快適な生活を送ることができるよう、自然環境など地域の特徴を活かした住環境の整備に努めます。

②若者の定住・U I J ターン等移住人口増加促進のための住環境の整備

若者のニーズに対応した宅地や公営住宅の整備など、快適で利便性の高い魅力ある住環境の整備・充実に努めます。また既存空き家の有効な利活用を推進します。

(3) すべての人にやさしい福祉のまちづくり

3-1 健康づくりの取り組み

すべての住民が生涯を通じて健康で心豊かに暮らせるよう各種検診の充実を図るとともに、健康教室、健康指導、健康相談など健康管理意識の高揚を図ります。

また、住民が主体となった健康づくり活動への支援を行います。

【主要施策】

①各種検診の充実

総合健診、人間ドックの充実により町民の健康管理に努めます。

②健康管理意識の高揚

健康管理意識の高揚と自主的な健康づくり活動促進のための啓発に努め、健康教室、健康指導、健康相談などの充実を図ります。

3-2 保健・医療体制の充実

身近な地域医療を確保するため、保健・医療施設などの整備・充実を図るとともに、経営の効率化に努めます。

また、保健・医療機関の連携により救急医療、休日・夜間診療を充実するとともに、情報通信技術を利用した高度な医療の提供に努めます。

【主要施策】

①地域保健・医療施設の充実と経営の効率化

保健・医療ニーズの高度化・多様化に対応が可能な施設の整備・充実と、経営効率の向上に努めます。

②救急輸送体制の整備・充実

救急患者に対する適切かつ迅速な輸送体制の整備を図ります。

③保健・医療ネットワークの構築

医師・保健予防従事者の確保や、情報通信システムによる医療情報などの共有化の推進に努めます。

3-3 高齢者福祉の充実

高齢者がその能力を活かし進んで社会参加ができ、学習、スポーツ、地域活動において、社会的な役割や、自己実現を図れる機会の充実に努めます。

また、介護が必要になった高齢者が安心して生活できるよう、本人や家族に対し、関係機関との連携により保健・福祉・医療が一体となった適切なケアマネジメント※¹のもとに必要なサービス提供に努めます。

※1 要介護者に対し、個々の解決すべき課題や状態に即した介護サービスが適切かつ効果的に提供されるよう、多様なサービス提供主体による保健・医療・福祉にわたる介護の各サービスが総合的、一体的、効率的に提供される体系を確立することです。

【主要施策】

①高齢者の社会参加機会の創出

高齢者が生きがいを持ち、かつ自主的・主体的な社会参加活動の場を確保するために、働く意欲のある人への就労機会の確保や文化・スポーツ活動、ボランティア活動など、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進するための取り組みを支援します。

②高齢者福祉環境の充実

生活支援や介護サービスの基盤となる既存の高齢者福祉施設及び高齢者福祉体制の充実に努めます。

③安心して生活できる住環境の整備支援

高齢者の住む世帯への安全設備（手すり等）の整備支援を図り、高齢者が安全に安心して生活できる住環境の整備に努めます。

3-4 障がい者福祉の充実

障がい者が進んで社会に参加できる環境の整備を図るとともに、生きがいと生活の安定を目指し、共に生きることの喜びを分かち合える意識に満ちたまちづくりを図ります。

【主要施策】

①障がい者福祉環境の整備・充実

障がい者の自立に向け、関係機関と連携し、各種支援制度の充実に努めるとともに、雇用・就業環境の整備など、障害者の社会参加の機会の充実に努めます。

3-5 バリアフリー社会の形成

ハンディキャップを持つ人も、住みなれた生活環境のなかで幸せな生活を過ごせるよう誰にとっても使いやすく快適な道路環境、公共的施設の整備、広報などの行政サービスに努めます。

また、地域福祉を支えるリーダーや各種ボランティア団体などの育成を支援します。

【主要施策】

①バリアフリー社会の形成

1) 公共施設等のバリアフリー化の推進

役場や公民館など、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

2) 福祉活動への支援等の充実

地域住民が中心となって福祉活動に取り組むボランティア団体などへ、社会福祉協議会等と連携し支援するとともに、広報等により福祉に対する住民意識の高揚を図り、バリアフリー社会の形成に取り組みます。

3-6 子育て支援の充実

子どもが健やかに成長できるよう、家族が安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進を図ります。家庭と地域等の交流、見守りによる子育て環境の構築を図ります。

【主要施策】

①総合的な子育て支援の充実

子ども・子育て支援施策の充実に努めます。幼児教育・保育の質の向上、維持のため、施設の環境整備や人員確保等に努めます。

②子育て家庭等に対する施策の充実

子育て家庭等への経済的支援、負担軽減に努めます。

③子どもや母親の健康確保

妊娠期から子育て期を通して、健診、相談等の充実に努め、個々の発達に応じた支援に努めます。

3-7 地域コミュニティによる支え合い

地域からのまちづくりを進める自主的な活動ができる環境づくりを図るため、コミュニティ活動の活性化を支援します。

【主要施策】

①地域コミュニティ活動の支援

公民館や公園・広場などの既存施設の魅力向上及び有効活用により、地域住民によるコミュニティ活動の活性化を図ります。

また、地域でのまちづくり活動を通じて世代間、地域間の交流を進め、活力ある地域づくりを支援します。

(4) みんなでつくる個性と活力があふれるまちづくり

4-1 住民参加によるまちづくり

開かれたまちづくりを目指すため、住民自身が積極的に参画することができるシステムの構築に努めます。

【主要施策】

①住民参加によるまちづくり体制の確立

まちづくりを進めていく上で計画の初期段階から情報を公開し住民の参画を図ります。なお、情報公開にあたっては、町民にわかりやすいように配慮するとともに個人情報の保護に努めます。

4-2 地域の特性を活かしたイベントの開催

農山村ののどかな景観や歴史・民俗・農村文化資源、那賀川渓谷周辺の森林レクリエーション資源を活用して、多様性のあるイベントの開催に努めます。

また、住民・関係機関・行政が一体となって活力あるまちづくりに努めます。

【主要施策】

①既存施設及び資源の活用

現存する農村舞台を活用して、人形浄瑠璃の上演、その他民俗芸能によるイベントの開催支援を図ります。

②自然環境を活かしたイベントの開催

豊富な自然資源や多彩な四季の変化を利用したイベントの開催支援を図ります。

③イベント体制の充実

各関係機関との連携による観光イベントの充実を図ります。

④観光ネットワークの強化

情報通信技術の活用等による観光PRの充実、広域的な観光ネットワークの強化に努めます。

4-3 交流の促進

町の特徴を活かして地域間交流を推進するとともに、これまでの取り組みを活かしながら、国際交流の展開を図り地域の発展に努めます。

【主要施策】

①地域資源を活かした交流機会の創造

農山村文化、自然資源を活かした交流機会の創造に努めます。

②国際交流の充実

外国語指導助手の配置により学校教育における国際交流の機会の充実に努めます。

4-4 地域内外への情報発信

高度情報社会の到来に対応し、広域高度情報システムの整備と合わせて、地域情報化について研究を進め、行政と町民との情報交換機能の充実、産業、文化、行政など個々の分野の情報化を促進し、新町にふさわしい情報通信システムの構築を図り地域活性化及び町民の利便性の向上を図ります。

【主要施策】

①高度情報通信網の整備

高度な情報化社会へ対応するため、ケーブルテレビ事業等を含めた高度情報通信基盤の整備を図ります。

②情報通信技術による生活利便性の向上

町民生活の利便性の向上のため、高度情報通信技術の活用を図ります。

③情報通信技術を活かした防災体制などの充実

高度情報通信技術を利用して防犯・防災・災害時等の情報連絡体制の充実に努め、町民の安全と安心の確保に努めます。

(5) すべての人の個性や創造性が生きづく教育文化のまちづくり

5-1 学校環境の充実

明日を担う子供達が、豊かな心と生きる力を育み、心身共にたくましい人間として成長していくことができるよう、学校環境の充実に努めます。

また、国際化教育、情報化教育等を充実するとともに、家庭・地域・学校の連携を進めます。

【主要施策】

①教育内容の充実

豊かな人間性の醸成を図るため、社会性、自主性、創造性を養う教育を推進するとともに、地域の自然や歴史、文化、伝統芸能、産業などの資源を活かした教育内容の充実に地域ぐるみで取り組み、児童・生徒の個性と適性が生かされた教育の推進に努めます。

②教育現場への住民参加

家庭・地域・学校の連携強化を図り、地域ぐるみで児童・生徒の健全な育成に努めます。

5-2 生涯学習の推進

住民一人ひとりが生涯にわたり進んで学び、自己を高め、充実した人生を送るとともに、その成果を活かし、まちづくりに参画できるよう、地域の特性を生かした学習内容の充実と、福祉や環境美化など地域活動を通じた実践学習の機会充実に努めます。

【主要施策】

①地域全体での生涯学習の推進

町の地理的条件を考慮した人的交流による施設間の連携強化と情報通信技術を活用した地域資源のネットワークによって、町中が生涯学習の舞台となるまちづくりを目指します。

住民の自主的な生涯学習や文化活動グループの育成と、リーダーとなる人材の育成を図ります。

②生涯学習の機会の創出

多様な講座、学級、教室の開設とイベントの開催に努めるとともに、既存施設を利用した住民学習の場の整備に努めます。

5-3 人権の尊重

個人の尊厳と人権を尊重し、町民一人ひとりが人権問題を自分のものとして捉え、あらゆる人権に関する課題の解消に主体的に取り組めるよう啓発活動を推進します。

【主要施策】

①人権教育の推進

これまでの人権尊重のまちづくりを継承しながら、関係機関と連携し、家庭、学校、地域、職場等あらゆる機会を通じて人権教育を推進します。

②男女共同参画社会の実現

政策や活動の方針決定の場などへの女性の積極的な登用を図り、男女共同参画社会の実現に努めます。

5-4 教育・体育・文化施設の充実及び活用

生涯学習や学校教育の場における地域文化の学習・体験機会を充実するとともに、より多くの人が歴史・文化・伝統芸能等に親しめる機会づくりと拠点整備を図ります。

【主要施策】

①教育・体育・文化施設の整備及び既存施設の保存と活用

教育・体育・文化施設の整備や、現存する農村舞台の保存・活用を図り、学校教育や生涯学習の場として、森林美術館等の既存施設の活用を促進するとともに、地域文化の学習や農村体験の場として、地域住民及び都市生活者との交流拠点づくりに努めます。

②教育・文化施設の情報化

教育・文化施設への情報通信技術の導入を図り情報受発信の広域化に努めます。

③地域資源の保存・継承

地域の伝統芸能等、地域資源の保存・継承に努めます。

5-5 環境教育の推進

将来にわたって住民の快適な生活環境を持続するため、自然環境や社会環境のあるべき姿について、全ての住民に理解しやすいかたちでの環境教育に取り組みます。

【主要施策】

①環境教育の場の充実

学校教育や生涯学習の場における環境教育の機会の充実を図るとともに、森林や河川など自然環境を十分に活かした体験型環境学習の機会の充実に努めます。

②環境に対する住民意識の高揚

ごみの減量化や分別収集の徹底など、環境に対する住民意識の高揚に努めます。

(6) 地域の特性を活かしてさまざまな産業が育つまちづくり

6-1 地域産業の振興

新町の基幹産業である第1次産業を中心とし、商工業、観光など各産業の連携による産業全体の振興を図るとともに、環境に調和した資源循環型産業^{※1}の振興などの新産業発展の支援に努めます。

※1 木質バイオマスや太陽光エネルギーなど環境にやさしいエネルギーや未利用資源などを利用した産業のことです。

【主要施策】

①環境に調和した産業の振興

「21世紀は環境の世紀になる」と言われており、環境に調和した資源循環型産業の振興や環境に優しいエネルギーの使用促進に努めます。

②各産業の連携

各産業間の交流・研修などの機会を充実することにより終年雇用を促し、地域資源の効率的利用を図り、関係機関との連携により、活力ある産業のまちづくりを推進します。

③新しい産業の振興

新町の地域資源を活用し、住民自らの創意工夫により、主体的に産業を興すことへの支援に努めます。

6-2 農林業の振興

農業後継者の不足による既存農地の荒廃を防ぐために適正な土地利用計画を講じるとともに、土地利用の利便性や生産性の向上を図るため、農地改良や土地基盤の整備に努めます。

また、環境の変化に留意しつつ、地域に適した新規作物の導入を行うとともに、省力化と創意工夫をこらした農業を推進し、産地形成と農産物のブランド化を推進します。

さらには、農業の担い手として、次代を担う意欲ある農家を育成・確保するための施策を講じるとともに、高齢者・女性が農業の重要な担い手であるため軽量作物栽培の奨励を図ります。

森林の計画的な整備を進め、森林資源の総合的利用を行い、林業経営の基盤強化を図ることで、森林の持つ地球温暖化防止機能や水源涵養機能、災害防止機能をはじめとする多くの公益機能の増進のため、森林の多面的利用を図ります。

また、将来世代に豊かな森林を引き継ぐため、他地域やボランティアと共同で貴重な森林資源を守り育てる運動を展開します。

【主要施策】

①優良農地の確保・規模の拡大と農地荒廃の防止

農地の流動化を積極的に推進し、離農家、規模縮小農家よりの借り入れ、買い入れによる集積や規模拡大、新規就農が容易に行える環境づくりに努めます。

②農業担い手の育成

農畜林産物の地域ブランドづくりのために、経営感覚に優れた認定農業者や農業法人を育成するとともに、地域特性を活かした産物の生産や多面的な機能を発揮するため、高齢者や女性等の多様な担い手の育成を支援します。

また、ファームサービス事業体の育成を図り、地域農業の労力補完や地域営農を推進します。

③農業基盤の整備

新町においては、小規模な基盤整備を進めるとともに、地域の特性を活かした、地域特産物の生産と装置化や機械化による省力化を進めます。

④消費者ニーズに応じた作付けと地力の増進

健康と安全性を求める消費者ニーズに応えるため、無農薬・有機農業の推進など、農作物生産の工夫や市場動向をふまえた品種の選定を行うとともに、土壌改良など地力の増進に努めます。

⑤農林業による交流の促進

農林業の盛んな地域に住む人々が、地域の恵みを肌で感じることができるように、市民農園や体験農園の整備などによって、身近な農林業がある地域づくりを進めます。

また、インターネットなどを利用した消費者と生産者の交流の場づくりを推進します。

⑥農林業の加工体制の充実

高付加価値化を進めるため、既存の加工施設の生産振興と合わせ、新たな加工産業の育成を支援します。

⑦森林整備の推進

新たに森林計画で、森林の機能区分を行い、部分的な広葉樹林化も含め、多面的な機能に応じた森林整備を進めるとともに、機能にあわせ、林道、作業道等の路網整備や高性能林業機械の導入を図るとともに、森林整備に流域住民など多方面からの参加を促進します。

⑧間伐の促進

間伐の必要な人工林について、水源の涵養、国土の保全など、森林の持つ公益的な機能を高度に発揮させるために保安林での森林整備の実施と地域で設定する緊急間伐団地による間伐など、積極的な間伐促進を図ります。

⑨流通体制の充実

「木頭杉」の銘柄を大切に、品質のよい製品を安定的に供給する流通販売拠点の充実など、流域が一体となった流通体制の確立に努めます。

⑩新産業の創出

木質バイオマスを利用した新たな産業の創出に取り組み、雇用の場の確保に努めます。

⑪間伐材等の有効活用

県や町の行う公共事業において、用途の低い間伐材を積極的に活用し、地域の森林整備に寄与するよう促進支援します。

また、公共施設においても、県産木材を使用した木造化・木質化を進めます。

⑫林業担い手の育成

上下流の連携を密にし、地域林業を担う森林組合が中心となって行う林業従事者の養成を支援するとともに、林業事業者の組織化を推進します。

⑬鳥獣害対策

鳥獣による被害は農林業に及んでおり、農林業従事者の就業意欲を阻害しています。その対策として、作物の防護柵設置等に対する助成を図るとともに、適正な個体数調整に努めます。

⑭地域間交流の促進

農山村地域が、農村空間の持つ「自然環境、ゆとり、やすらぎ」や豊かな地域資源や農村文化を活用して都市との交流を促進し、地域の活力の向上を目指す取り組みに対し支援します。

6-3 商工業の振興

商業については、多様化した消費者ニーズに対応し、町内での買物を促進するため、情報通信技術の利用や立地条件に合った経営形態の展開、後継者育成を支援します。

工業については、既存の工業団地への新たな企業誘致に努めるとともに、資源再利用や産業廃棄物の削減への取り組みを支援します。

【主要施策】

①魅力ある商工業環境

消費者ニーズに対応した魅力ある商工業環境の整備を推進し、商工会活動を支援します。

②企業誘致による雇用・就業機会の充実

既存工業団地への企業誘致を推進し、若者や住民の雇用・就業機会の充実に努めます。

6-4 観光・レクリエーションの振興

那賀川流域の自然・伝統文化とのふれあいを基本として、魅力ある地域づくりを推進します。

新町は自然環境や歴史的伝統文化資源に恵まれており、交流客や地域住民が共に利用し、交流客の滞留を図るための観光交流施設の整備・充実を図ります。

【主要施策】

①観光交流施設等の整備・充実

観光交流施設等の整備・充実により交流人口の増加を図り、地域の活性化に努めます。

②グリーン・ツーリズムへの取り組み

我々の地域が古来より培い守ってきた生活文化の価値観を再認識し、グリーン・ツーリズム^{※1}など体験型の交流事業に取り組みます。

※1 農家民宿。農山漁村に滞在して余暇を楽しみ、地域の人々と交流を図る活動のことです。

③イメージアップと情報発信

地域における観光交流施設の連携と統一イメージづくりの推進を行い、情報の発信に努めます。

2. 新町における国・県の主要事業

新町のまちづくりを円滑に進め、地域の一体化を図るために、国・県事業の積極的な推進に向けて関係機関と協議・調整を図ります。

表 4-3 徳島県事業の推進

主要施策	事業の概要
自然環境の保全	土木環境共生事業
道路、交通体系の整備・充実	道路網の整備
防災体制の充実	広域河川改修事業
	急傾斜地崩壊対策事業
	通常砂防事業
	地すべり対策事業
	治山事業
農林業の振興	中山間地域総合整備事業
	広域農道整備事業
	ため池等整備事業
	林道整備事業

第5章 公共的施設の統合整備

地域の特性や地域間のバランス、さらには、財政状況などを考慮しながら、公共的施設の統合・整備を図り、住民サービスの低下を招かないように努めます。

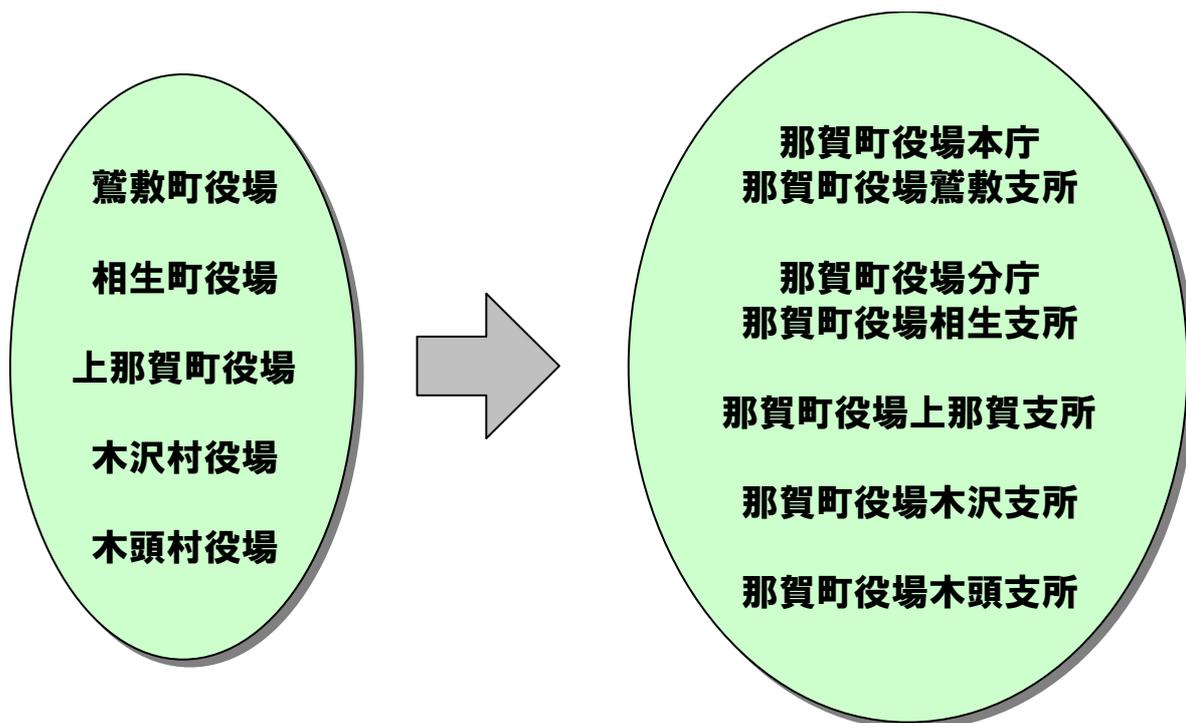


図 4-4 公共的施設の統合整備

また、幼・小・中学校においては、児童・生徒のため、よりよい教育効果があり、明日を担う人間形成が図れるよう、児童・生徒数の今後の推移を見極めた上、地域性をも考慮してある程度時間をかけて学校の統合について検討を行います。

第6章 財政計画

1. 財政計画の趣旨

財政計画は、新町の持続的な発展に向けて新町建設計画に位置づけられた施策を着実に推進するため、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的なまちづくりを展望し、限られた財源の計画的で効果的な配分による健全な財政運営を図るために策定します。

計画期間は、新町建設計画期間及び合併特例法による財政支援措置期間に対応するため、合併後20年間とします。

2. 前提条件

財政計画は、新町として歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績と各現行制度等を踏まえ、今後も健全に財政運営を行うことを基本に算定し、合併による歳出の削減効果を考慮し、普通会計ベースで作成しました。

利用者の負担で運営することを原則としている水道事業や病院事業は含んでいません。また、国民健康保険事業会計なども含んでいません。

財政計画

【一般会計の20年間(平成17年度から令和6年度)の決算及び推計】

区分	年度別決算額																	平成26～ 令和5年度 合計	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和1年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計画期間 総計
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成17～ 25年度合計	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																	
地方税	936	903	1,037	1,065	940	1,036	977	1,042	1,072	9,008	1,164	911	944	994	981	963	981	944	994	981	963	981	942	931	942	947	945	945	945	19,675				
地方譲与税等	346	381	273	257	245	248	244	208	214	2,416	210	287	256	264	267	248	267	256	264	267	248	210	287	256	253	253	253	253	5,216					
地方交付税	5,798	5,632	5,625	5,769	5,936	6,219	6,002	6,696	6,405	54,082	6,095	5,910	5,755	5,447	5,258	5,281	5,258	5,447	5,447	5,258	5,281	6,095	5,910	4,797	4,731	4,679	4,669	4,691	111,395					
交通安全対策特別交付金	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	31					
分担金及び負担金	225	216	172	153	114	74	31	52	38	1,075	53	28	14	17	19	25	19	14	17	19	25	53	28	14	17	19	20	20	1,328					
使用料	382	390	229	254	276	271	289	271	287	2,649	269	284	280	267	314	273	273	280	267	314	273	269	284	276	276	277	280	277	5,722					
手数料	25	23	22	22	22	21	20	24	26	205	20	20	20	20	20	19	19	20	20	20	19	20	20	19	19	19	19	19	419					
国庫支出金	2,149	1,234	768	591	1,608	2,537	1,087	444	1,437	11,855	812	677	633	667	1,083	746	1,083	667	633	667	746	812	677	739	757	785	814	768	20,336					
県支出金	2,284	1,921	1,411	1,251	1,275	1,224	1,483	1,272	1,315	13,436	1,422	1,225	1,234	1,436	909	1,200	1,436	1,436	1,234	909	1,200	1,422	1,225	1,166	1,163	1,158	1,112	1,159	26,620					
財産収入	41	42	52	37	56	71	414	66	66	845	83	81	86	98	107	88	107	86	98	107	88	83	81	86	90	93	93	92	1,848					
寄附金	0	1	0	0	0	5	2	2	2	12	55	5	5	15	17	18	17	5	15	17	18	55	5	12	13	14	14	14	194					
繰入金	405	708	687	134	70	77	88	31	29	2,229	107	34	1,587	1,638	1,214	883	1,638	1,638	1,214	883	1,638	107	34	1,039	1,240	1,183	1,103	1,089	13,346					
諸収入	168	149	156	155	143	130	143	125	379	1,548	330	558	194	169	275	294	275	169	194	275	294	330	558	289	240	251	268	268	4,684					
地方債	1,795	1,384	986	956	987	1,415	1,995	1,224	1,338	12,080	1,496	1,342	1,800	1,921	1,463	1,546	1,921	1,800	1,921	1,463	1,546	1,496	1,342	1,567	1,622	1,599	1,549	1,577	29,562					
繰越金	895	982	813	702	870	1,139	1,429	940	1,347	9,117	1,574	1,743	2,053	2,373	1,711	1,823	2,373	2,053	1,711	1,823	1,823	1,574	1,743	1,883	1,924	1,913	1,838	1,877	29,829					
歳入合計	15,451	13,968	12,233	11,348	12,544	14,469	14,206	12,399	13,957	120,575	13,692	13,107	14,862	15,327	13,639	13,408	15,327	14,862	15,327	13,639	13,408	13,692	13,107	13,085	13,291	13,191	12,978	13,050	270,205					

歳出

区分	年度別決算額																	平成26～ 令和5年度 合計	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和1年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計画期間 総計
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成17～ 25年度合計	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																	
人件費	1,973	1,902	1,870	1,759	1,708	1,660	1,692	1,773	1,750	16,107	1,903	1,958	1,909	1,884	1,881	1,838	1,884	1,884	1,881	1,881	1,838	1,903	1,958	1,839	1,829	1,827	1,829	1,832	36,636					
物性費	1,294	1,179	1,116	1,042	1,234	1,225	1,283	1,219	1,232	10,824	1,535	1,583	1,751	1,669	1,598	1,568	1,669	1,669	1,598	1,598	1,568	1,535	1,583	1,586	1,598	1,581	1,575	1,582	28,450					
維持補修費	28	23	41	50	54	75	94	105	108	578	120	135	114	116	101	113	116	114	101	101	113	120	135	113	109	109	108	110	1,826					
扶助費	275	267	278	271	267	352	388	372	380	2,830	474	477	471	409	384	427	409	471	384	384	427	474	477	421	413	405	408	414	7,533					
補助費等	1,118	852	712	705	910	763	805	752	703	7,320	649	600	857	748	665	679	748	748	665	665	679	649	600	689	711	688	681	690	14,977					
警察維持費	3,629	3,991	2,662	2,291	2,985	4,314	4,022	2,315	3,938	30,147	3,606	2,825	3,493	4,971	4,508	3,741	4,508	4,971	4,508	4,508	3,741	3,606	2,825	3,794	4,007	4,136	4,005	3,936	73,169					
災害復旧費	2,329	1,112	466	231	110	118	213	186	80	4,845	435	433	305	181	288	316	181	305	288	288	316	435	433	296	272	267	285	287	8,210					
公庫費	2,533	2,580	2,550	2,473	2,364	2,205	2,084	1,971	1,783	20,543	1,750	1,784	1,690	1,681	1,683	1,656	1,681	1,681	1,683	1,683	1,656	1,750	1,784	1,649	1,636	1,637	1,639	1,643	38,991					
積立金	609	112	782	631	757	1,364	1,984	1,638	1,675	9,532	641	352	1,043	1,048	244	642	1,048	1,043	244	244	642	641	352	647	707	649	576	644	16,725					
投資及び出資金・貸付金	0	61	222	238	259	215	17	10	19	1,041	55	15	20	15	10	22	15	20	10	10	22	55	15	16	16	15	16	17	1,258					
繰入金	681	691	832	786	756	725	724	712	716	6,623	781	853	836	894	924	827	894	836	894	924	827	781	853	841	845	853	851	843	15,971					
歳出合計	14,469	12,770	11,531	10,477	11,404	13,036	13,266	11,053	12,384	110,390	11,949	11,015	12,489	13,616	12,286	11,829	13,616	12,489	13,616	12,286	11,829	11,949	11,015	11,891	12,143	12,167	11,973	11,998	243,746					